

平成 27 年 8 月 28 日

自民党看護問題小委員会  
委員長 田村 憲久 様

一般社団法人日本看護系大学協議会  
代表理事 高田 早苗



## 要 望 書

時下 ますますご清祥のことと存じます。

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする法人です。保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させうる 4 年制大学及び省庁大学校の代表を社員とし、全看護系大学が加盟しています。平成 4 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」施行以降、看護系大学は毎年十数校増加しております。平成 27 年 4 月には 249 校、入学定員は 20,614 名を数えるに至りました。このうち 149 校が修士課程を、75 校が博士後期課程を設置し、高度専門職業人、教育者、研究者の育成に取り組んでおります。なお、平成 25 年度の学部卒業生は 14,887 名と、全体の 1/3 強を占めています。

昨年 6 月「地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。超高齢社会における看護医療福祉を担う人材として、地域で生活する人々を身近で支える看護職への期待の大きさを認識し、本協議会として一層の努力をいたす所存でございます。

つきましては、質の高い看護専門職の育成のために、看護系大学・大学院における教育に対しまして多大なご助成、ご支援をいただきたく、以下の事項を要望いたします。

### 1. 看護系大学における教員の確保への助成

急速な大学教育化の進行に伴い、教員の確保が重要な課題となっております。新設のみならず、既設の大学も教員確保が困難な状況にあります。1 学年 80 名定員の看護学部設置には看護系教員が 30 名以上必要であり、15 校新設された場合（平成 27 年度例）、新たに 450 名以上の教員を要することになります。平成 25 年度の実績では、看護学修士 184 名、博士 104 名が大学等に就職しておりますが、看護系教員の数的な不足は明らかです。

大学教員の育成には大学院での教育が不可欠です。特に実践経験の豊かな中堅看護職を大学院で教育することにより、優秀な教育者、研究者を育成できると考えます。しかし、現実には経済的理由等により大学院への進学者が増えないといった状況があり、このままでは今後も教員の確保困難は続くと考えられます。この問題を解決するには、中堅看護職の大学院進学への動機づけをはかり、勉学に専念できる環境を整備することが重要であると考えます。

そこで、中堅看護職の大学院進学を促進するために、一定の所得保障に役立つよう、所属する施設・大学に助成いただきたくお願いいたします。

## 2. 臨床・臨地実習の充実への助成

超高齢社会における医療提供のあり方が、病院中心から地域在宅へと政策転換されつつある中で、看護系大学にも対応が求められています。本協議会では、昨年度文部科学省先導的  
大学改革推進委託事業の分担を受け、「超高齢社会に向けて地域在宅における患者家族の療養  
生活を支える基礎的能力育成への看護系大学の取り組み」について会員校調査を実施し、そ  
の結果を踏まえて地域在宅実習の拡充、地域力向上に貢献する地域連携推進研究教育等を骨  
子とする提言をまとめ公表しました。その実現に向けて本協議会並びに各大学の取り組みに  
対し、次のような助成及び支援をいただきたくお願いいたします。

- 1) 学部教育における、多職種連携を含む病院実習および地域在宅看護学実習の場の開拓、  
実習指導者育成、実習費等への助成
- 2) 大学院における、地域包括ケアを推進できるリーダーシップやマネジメント能力を具え  
た高度実践看護師養成のプログラム開発、学生の学修への助成
- 3) 新法のもとに都道府県における新たな基金、事業開始における看護系大学の活用促進へ  
の支援

## 3. 看護系大学における教育課程の自主的構築を可能にする制度改正

看護系大学は大学設置基準に加え、教育課程には保健師助産師看護師学校養成所指定規則  
に従うことが求められています。各大学は、設置主体や立地が異なり、各々独自の設立の趣  
旨、建学の精神や教育理念をもっています。将来を切り拓く可能性の高い看護職を育成する  
には、大学としてこれらの独自性を活かした特色ある教育を展開することが不可欠と考えま  
す。

超高齢化社会の到来、疾病構造の変化に伴う慢性疾患の増大、少子化などにより、国の医  
療や介護に係る費用は増大する一方です。このような保健医療福祉の状況に適切に対応して  
いくためには、病院、地域、在宅、企業、学校など人々が生活する様々な場で、健康の増進  
から看取りまでの広範で多様な健康問題に対処できる実践能力を有する看護職の育成が不可  
欠です。これからは、従来の病院主体の看護師育成から、地域志向性の高く、人々の生活と  
健康を包括的視点からケアできる看護職の育成を目指していく必要があります。

本協議会では、平成 22 年度文部科学省先導的  
大学改革推進委託事業による「看護系大学に  
おけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」として、学士課程においてコア  
となる看護実践能力と卒業時到達目標をまとめ、公表しました。このモデル・コア・カリキ  
ュラムに基づき、各大学が自主的に教育課程を構築できるよう、保健師助産師看護師法およ  
び関係政省令の改正を要望いたします。

## 4. 将来を見据えた看護学教育におけるグローバル化への支援

今や一国の健康危機問題が多くの国を脅かすほどに、世界中の人々や物の移動が活発にな  
っています。世界のあらゆる国や地域で同じように人々の健康が守られていく仕組みの構築

が重要な課題です。看護の知識や技術は、文化や言葉や制度の違いを超えて普遍的なものです。看護の分野における技術協力や移転を積極的に進めることは、世界中の人々の健康問題の解決に大きく貢献します。様々な国や地域の人々を受け入れ、協働し、それぞれの強みを発揮する看護を創造することが重要になると考えられます。この成功には、看護職のグローバル化、特にグローバルな視野をもつリーダーの育成が鍵を握ると考えます。そこで、優秀な学生を海外に留学させ、国際的視野を身につけ将来のリーダーとして育成する看護系大学への支援、また海外からの留学生を受け入れる看護系大学への支援をお願いいたします。

## 5. 分野別質保証を担う看護学教育認証評価機構（仮）設立への助成・支援

看護学教育の質保証には文部科学省が推進している分野別教育評価が重要であるという認識から、本協議会ではかねてより文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、試行評価を含む分野別評価の実施に向けて取り組んできました。昨年度の総会で看護学教育認証評価機構（仮）の設立の方向性が確認され、準備を進めているところです。機構設立には関係諸団体の協力、財政的基盤整備等々のクリアすべき課題が多いと認識しております。設立のため、多方面からの支援と助成をお願いいたします。

## 6. 地方創生に貢献する看護系大学への支援

超高齢社会を迎え、看護職への期待は3.3大学に1校が看護学科を設置という数字に表れています。人口減少という問題を抱える地方にも看護系大学は必要でありまた存在しています。そこで、看護系大学が大学所在地都道府県内の学生の入学や地元就職を促進する取り組みを実施することは、国が進めようとしている地方創生に貢献できるものと考えます。この取り組みへの助成をお願いいたします。